六二七―自動車の型式を指定した件　三　140　五
六四六―自動車の共通構造部の型式を指定した件　三　140　八
六四七―自動車の装置の型式を指定した件　三　140　九
六五四―自動車の装置の型式を指定した件　三　140　二一
六五五―自動車の装置の型式を指定した件　三　140　二六
七七〇―自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　三　140　二六
七八一―指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　三　140　二三
七九六―指定装置の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件　三　140　二六
七九七―指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更する旨届出があった件　三　140　二六
七九八―指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更する旨届出があった件　三　140　二六
七九九―特定装置の指定製作者等の名称を変更する旨届出があった件　三　140　二七
八〇〇―小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件　三　140　二七
八〇一―登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　四　五
八〇二―航空運送事業の基盤強化に関する方針の一部を改正する告示　五　二
八〇三―砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件　七　三
八〇四―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　七　三
八〇七―砂防法第二条の土地を指定する件　七　三
八一一―直轄砂防工事を施行する件　七　四
八一二―砂防法第二条の土地を指定する件　七　四
八一四―高速自動車国道に関する件　一〇　五
八一五―自動車重量税法に規定する納付受託者の名称の変更の件　一〇　五
八一六―住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一一　三
八一七―砂防法第二条の土地を指定する件　一一　三
八二〇―海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式指定をした件　一二　六
八二一―高速自動車国道に関する件　一三　四
八二二―航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一三　148　三
八二三―登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一四　五
八二四―砂防法第二条の土地を指定する件　一四　五
八二九―高速自動車国道に関する件　一四　七
八三〇―不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の代表者の氏名の変更の届出があった件　一四　七
八三一―国土調査の実施に関する公示　一四　七
八三二―特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　一八　六
八三三―国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者を定める件　一九　151　四一
八三四―登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合等を定める件　一九　151　四二
八三五―砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　五
八三六―運輸審議会件名表に登載された件　二〇　六
八三七―高速自動車国道に関する件　二一　七
八三八―一般財団法人日本舶用品検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二四　五
八三九―住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二五　三
八四〇―駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件　二七　五
八四一―高速自動車国道に関する件　二八　六
八四二―船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件　三一　四
八四六―船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　三一　五
八五〇―測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　三一　六
八五一―久米島空港の施設について告示した事項に変更があった件　三一　160　五六
八五二―船員法第百十七条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物の一部を改正する告示　三一　160　五八
○観光庁
一七―旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　六　七
一九八―〃　一二　七
二〇―旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一二　七
二一―旅行業法の規定に基づく業務廃止の件　一二　七
○海上保安庁
二六―航路標識に関する件　三　五
二七―海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の代表者氏名の変更に関する件　七　五